

「面白様」考 — 定家十体の内 —

武 田 元 治

ここで考えようと思う「面白様」は、和歌十体の一つとして『毎月抄』等に挙げる歌体、いわゆる定家十体に属する歌体である。

「面白様」の特質を明らかにするために、歌論や判詞に用いられた「面白し」の用例を、当面定家に至るまでの分について検討していこうと思う。この「面白し」と類似した内容を表すと思われる語には「興あり」等もあり、「をかし」も内容上近い面があるとも言えるであろうが、用例の範囲をあまり広げすぎると肝腎なところが曖昧になる恐れも出てくるので、ここでは「面白し」だけに絞って採り上げることにする。順序としては、初めに歌論書の類に見られる用例について概観し、次に判詞における用例について時代を追って見ていく形をとってみたい。

一

まず「面白し」の用例を歌論書の類について概観してみよう。時代を追って当面定家の用例までを見たいと思う。

公任の『和歌九品』には、上品下と中品上に「面白し」の語が用いられている。

上品下 心ふかからねどもおもしろき所あるなり。

世中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし
望月の駒引きわたす音すなり勢多の長道橋もとどろに

中品上 心詞とどこほらずして面白きなり。

立ちとまり見てを渡らんもみぢ葉は雨と降るとも水はまさら
いかに草かる
をかたに秋かるをのこなはをなみねるやねりそのくだけて
ぞ思ふ

この場合、いずれも歌の特色は主として「面白き」点に置かれてい
ると見られる。この「面白き」の意味は、日本古典文学大系『歌論
集』頭注では「趣向のすぐれた」とされる。ほぼ妥当な解釈であろ
うが、私見では仮に「趣向が目新しく興味がある」と一応解してお
きたい。そして『和歌九品』では上品上、上品中の歌は「余りの心」
のある点に主な特色が置かれていると思われるので、「面白き」点に
特色のある歌は、価値の上で余情のある歌には及ばないが、それに
次ぐ程度の価値を認められていることになる。

『俊頼髓脳』は、頭昭本によれば、秀歌の条件を挙げた中に、「け
たかくおもしろきをひとつのこととすべし」とする。しかし定家本
には「おもしろき」でなく「とほしろき」とあるので、当面考察の
対象から除外する。

『歌仙落書』では、二十人の歌人たちの歌の風体を批評した中で、
四人について「面白し」の評語を用いている。ただ、その内三人に
は他の評語も併せて用いているので、便宜上評語に「面白し」のみ
を用いた重家の場合に注目してみよう。

新三位重家卿

風体面白きさま、軒ちかき白梅の盛なるとやいふべからむ。その例歌は五首が挙げられているが、今仮に初めの二首を引用すると、

月みれば思ひぞあへぬ山高みいづれの年の雪にかあるらむ
あふことに身をばかへんといひしかどさてしもをしき命なりけり

等の歌である。第一首はすでに指摘されているとおり『和漢朗詠集』の「天山不^ハ弁^ハ何^ハ年^ハ雪^ハ」云々の詩句によって、「月の光とは思われない、高山に積もった雪かと思われる」と詠んだ趣向が、和歌では目新しいものとも見られる。第二首も、初めに恋の常套句を出しておいて一転して現実に戻った着想が特徴と見られる。こういう点から考えると、「面白きさま」は趣向が新しく興味のある歌の姿のように思われる。

なお、『歌仙落書』で「面白し」の評語を用いた他の三例は、要所のみ引いておくと、次のとおりである。

前大納言実定卿

風情けたかく、又おもしろく艶なるさまもぐしたるにや。

清輔朝臣

風体さま／＼なるにや。面白くも又さびたる事も侍り。たけたかきすぢやおくれ侍らむ。

登蓮法師

風体たけ高くきら／＼しく、また面白くも侍るなるべし。

この三人については、歌の風体に「面白し」と見られる面のあることを言う一方、他の面も挙げている。この場合、併せて挙げた「けたかし」「艶」や、「さびたる」や、「たけ高し」「きら／＼し」等と「面白し」との関連の程度は明らかでないが、またこういう面もあるといった挙げ方によることが多いので、直接の関連性は薄いかと思われる。

俊成の『古来風体抄』には、『後拾遺集』及び『詞花集』について

述べた言葉の中に、「おもしろし」の評語が用いられている。ただし、初撰本・中間本・再撰本によって異同がある。

まず『古来風体抄』で『後拾遺集』について述べた部分の要所を、日本歌学大系所収の初撰本の形をもとにして引用する。

後拾遺の歌は、(中略)おほくの歌よみどものうたつもれるころをひえらびければ、いかによき歌おほく侍けん。されば、げにまことにおもしろく、きゝちかく、ものにこゝろえたるさまのうたどもにて、をかしくはみゆるを、撰者のこのむすぢや、ひとへにをかしき風体なりけん、ことによきうたどもはさる事にて、はさまの地のうたの、すこしさき／＼の撰じふにみあはするには、たけのたちくだりにけるなるべし。

ここで俊成は『後拾遺集』の歌の特色として「おもしろく」と言っている。これはその前に「よき歌おほく」と言ったのを「されば」と受けて具体的な特長として挙げているので、「おもしろし」の価値を認めての発言である。ただ、初撰本と中間本の「をかしく」が再撰本で「おもしろく」となっているのが、俊成にとってこの場合「をかし」と「おもしろし」が類似した観念であったことを示すものとするれば、撰者の好み「ひとへにをかしき風体なりけん」という、おそらく批判的な意味合いをもつと見られる俊成の指摘は「おもしろし」という価値基準を偏重する傾向に俊成が批判的であったことを思わせる。また、『後拾遺集』の「はさまの地のうた」が以前の撰集と比較すると「たけ」が劣るという指摘も、撰者の好みに関連した発言と見られるならば、「をかし」や「おもしろし」を偏重すると「たけ」に欠ける面が出ることも俊成の念頭にあったとも見られそうである。このような推測が当たっていれば、俊成は「おもしろし」の価値を認めていたが、ある程度その限界も意識していたことになる。

一方、『古来風体抄』で、『詞花集』の歌を抄出した部分では、巻頭歌六首に対する左注の中に「おもしろし」の語を用いている。ただしこれは初撰本には見えず、中間本と再撰本に見られる。

此歌ども、まことにみなめづらしげに、おもしろく侍るなるべし。などこれらをよくおもひけるにか。(中間本)

此歌ども、みなまことにめづらしげに、おもしろく侍るなるべし。(再撰本)

これらの左注には「めづらしげに」が「おもしろく」と並記されており、これは「おもしろし」の内容がある程度目新しさと関連していることを示しているのではないかと思う。ところで、中間本には「などこれらをよくおもひけるにか」という否定的な言葉が添えられている。この言葉が中間本にのみ見えるのは、初撰本や再撰本と違って手元にとどめた本であるために、俊成が率直に批判を記したという事情によるのであろうが、それだけに俊成の本心を伝えたところがありそうである。注目される。ただ、この言葉は「めづらしげに、おもしろく」思われる歌自体の価値を直接否定したのではないのである。俊成がこれらの歌を抄出した意図や、評語「めづらし」「おもしろし」の通常の意味から考えて、ここで一転してそのような特色をもつ歌の価値を否定することは、いかにも不自然に思われる。おそらくこの言葉は、この種の歌を勅撰和歌集の巻頭に置いた点を批判したものと見るべきであろう。もっともその場合でも、「めづらしげに、おもしろく」思われる歌の価値の限界に間接的に触れているとは言えるように思うが、そういう特色をもつ歌の価値は、やはりそれとして俊成は認めていたと見るべきではなからうか。一応このように考えた上で、『詞花集』巻頭の六首は実際にどんな歌なのかをここで見ておきたい。(詞書は略して次に引用する。)

水ぬし志賀のからさきうちとけてささなみよする春風ぞ吹く
(大蔵卿匡房)

きのふかもあられ降りしは信楽の外山の霞春めきにけり(藤原惟成)

ふるさと春めきにけりみ吉野のみかきが原を霞こめたり(平兼盛)

たまさかにわが待ちえたる鶯のはつねをあやな人や聞くらん
(道命法師)

雪きえば多ぐの若菜もつむべきに春さへはれぬみ山べの里(曾禰好忠)

春日野に朝なく雉のはねおとは雪のきえまに若菜つめとや(源重之)

以上六首の『詞花集』巻頭歌は、あるいは勅撰集の巻頭歌にふさわしい大様さや「たけ」に欠けるという批判ができるかもしれないが、少なくともわるい歌ではないと思う。そして「めづらしげに、おもしろく」と評価されるのにふさわしい目新しさがあるとすると、それが主として趣向にかかわるものであることは、これまでに見てきた「おもしろし」の評語につながる歌の場合と同様であろう。ただ、従来「おもしろし」の評語につながった歌に比べて、ここで俊成の「おもしろし」とする歌は、少し違った特長をもつのではないか。比較的便宜のために、前者から数首をあらためて書き出してみよう。世中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし(『和歌九品』上品下例歌第一首)

立ちとまり見てを渡らんもみぢ葉は雨と降るとも水はまさらじ
(『和歌九品』中品上例歌第一首)

月みれば思ひぞあへぬ山高みいづれの年の雪にかあるらむ(『歌仙落書』重家例歌第一首)

これらが従来の「おもしろし」の評語につながった歌であるが、いずれも知的な趣向が目立ち、観念的なところが見られ、情趣がやや乏しいのではないか。これらに比べると俊成のここで「おもしろし」とする歌は、一般に知的な趣向があらわでなく、情感あるいは情趣が相当地感じられるのではあるまいか。そう見ることができたらば、俊成の言う「おもしろし」は、基本的な意味は以前と変わって、いなくても、趣向自体が表立せず、むしろ趣向によって歌の情趣が生かされた場合の評語ではないかとも推測される。ただし、これだけ

の資料では結論を出すのに不十分であるから、今は推測として言うのにとどめ、後に判詞の資料によってあらためて考えることにしたい。

定家の『近代秀歌』には、貫之の歌体について述べた中に「おもしろきさま」の語が見える外、原形本（あるいは流布本）系統に挙げる秀歌例の内、俊頼の二首に対する評語として「面白し」が用いられている。

『近代秀歌』で貫之の歌体について述べた部分は、自筆本によれば次のとおりである。

むかしつらゆき、歌の心たくみに、たけおよびがたく、ことばつよく、すがたおもしろきさまをこのみて、余情妖艶の体をよまず。

ここには貫之の好んだ歌の「すがた」として「おもしろきさま」が挙げられている。ここは語法から見れば、「心たくみに」「たけおよびがたく」「ことばつよく」「すがたおもしろき」の四者が対等の関係で並んで、「さま」にかかっているのであろう。しかし実質的な内容を考えると、「心たくみに」は趣向の巧みなことを意味すると思われるので、「すがたおもしろき」の内容に含まれるようである。そういう見方をとれば、「心たくみに」「たけおよびがたく」「ことばつよく」の三者を内容上集約し代表するのが「すがたおもしろき」であると考へてもよいのではないか。そう考へると「おもしろきさま」という語は貫之の好んだ歌の様式を端的に表したものと考へられ、これが「余情妖艶の体」と異なるものとして定家に採り上げられていることになる。「余情妖艶の体」が『古今和歌集』真名序等によって業平・小町らに見られる様式として定家の重んじるところである点は、すでに指摘されているが、「おもしろきさま」はそれと異なる貫之の様式を示すものとして、ここで挙げられていることになる。貫之の名は『詠歌大概』にも三十六人集中の上手として記されているので、「おもしろきさま」が定家に価値を認められていたことは明らか

であろうが、最高の価値ではなく、相対的な価値であったと思われる。

『近代秀歌』原形本系統に挙げる秀歌例の内、俊頼の二首に対して「面白し」の評語を用いた部分は、秘々抄本一本によれば次のとおりである。

あすもこむ野路の玉川菼こえて色なる波に月やどりけり
思ひ草葉末にむすぶしら露のたま／＼きては手にもたまらず
是は面白く見所あり。上手の仕事とみゆ。

第一首は「水上月」の題により、野路の玉川の水が菼の下葉を越えて「色なる波に月やどりけり」と詠んだもの。艶で視覚的な鮮やかさをもつが、基本的にはこういう場面を設けた趣向の巧みさが見られる。第二首は「来不留」恋の歌であり、「……しら露の」までが序詞で、「たま／＼きては」以下を導いている。この歌は長明の『無名抄』にも「ききよからぬ詞をおもしろく続けなせる、わざとも秀句となる」として挙げるとおり、「たまたま」を白露の玉から言い起こした趣向が優れていると見られる。そういう点が「面白く見所あり」とされ、「上手の仕事」とされるのであろう。ただし、『近代秀歌』原形本系統の俊頼の秀歌例は右の二首の外になお五首があり、これらに対する評語として、「はれの歌の体」、「幽玄に面かげかすかにさびしき様」、「心ふかく、詞心にまかせて、まなぶともいひつづけがたく、まことに及ぶまじきすがた」等の言葉が用いられているから、定家の「面白し」に認める価値はやはり相対的な価値であったと思われる。

なお『毎月抄』には、秀逸の歌について述べた中に「おもしろく」の語の見える本と、そこが「遠白く」となっている本がある^{〔註3〕}。前者によれば秀逸の歌の属性に「おもしろし」が考へられていることになるが、「心ふかし」以下の他の属性と共に挙げられているので、やはり相対的な価値が置かれて見られる。

以上、定家までの歌論書について「面白し」の用例を概観した。一

般に「面白し」に伴う価値意識は相応に認められるが、相対的な価値意識であり、余情とか「心深し」とかに比べると幾分低く見られている形跡もある。そして趣向が目新しく興趣のある場合に用いられた評語と考えてよさそうであるが、俊成の用例では、その趣向が表立たず歌の情趣を生かしている場合に言われたのではないかと思われる節があった。この点は、判詞に見られる用例を検討する際にさらに注目したいと思う。

二

「面白し」の用例を、前章では定家に至るまでの歌論書の類について見たのであるが、以下判詞について時代を追って見ていこうと思う。ここでも、俊成や定家に至る前の判詞に見られる「面白し」の用例を採り上げる。関連する歌その他参考事項を添えて、主要な部分を摘記する。

- (1)〔延喜十三年『亭子院歌合』(宇多法皇勅判)十卷本 春二月(九番)〕

左持

興風

ふりはへて花見にくれば暗部山いとどかすみのたちかくすらむ

右

いもやすくねられざりけり春の夜は花のちるのみ夢に見えつつ

これはからうじておもしろしとて持になりぬ。

- (2)〔長治二年七月無名歌合(判者俊頼)十番 千鳥 右持〕

浦ごとに月の入りしほみちくればよるかたをなみ千鳥しば鳴く

めづらしうおもしろくきこえ侍れば、

- (3)〔元永元年十月二日『内大臣家歌合』(判者俊頼・基俊)残菊六番

左 少将君 俊頼判持〕

かれ行くをなげきやすらむ初霜の菊のゆかりに置くと思へば

俊云、前の歌古言にて、おもしろしと覚ゆる事もみえず。

- (4)〔同 恋一番 右 顕国 俊頼判負〕

盃のしひてあひみむと思へども恋しきことのさむるよもなき

俊云、(中略)後の歌は、たくみにておもしろけれど、必ずよまべき様のみえぬなり。盃といひては酒ありなむや。又、のむといへる事大切なり。酒もなくのむともいひては、いかがしむとする。又、盃のと初めに詠じ出ださむも、いかがあるべからむ。是はたくみにおもしろけれど、ことならず。

- (5)〔仁安二年二月『清輔朝臣家歌合』(衆議判)拾遺、『夫木抄』による。祈神恋 顕昭 持〕

逢ふことをよるとや人も契るとて一言主にねぎぞかけつる

この歌は、判者衆議云、夜とや人も契ると葛城の神を祈られけむも、故ありて、ともにおもしろければ持、とぞ申し合はれりしと云々。

- (6)〔仁安二年八月『太皇太后宮亮平経盛朝臣家歌合』(判者清輔)鹿七番 左 頼政 持〕

草がくれ見えぬ男鹿も妻こふる声をばえこそ忍ばざりけれ

左はおもしろく、右はやさしく、とりどりに見侍るに、

- (7)〔嘉応二年五月『左衛門督実国卿家歌合』(判者清輔)更衣四番

右 頼政 持〕

今日やさは卵の花色のしらがさね春の躑躅に引きかへつらむ

左はなだらかにきこゆ。右はおもしろしとて、よき持とす。

- (8)〔文治二年十月二十二日歌合(衆議判)紅葉二番 左 経家

負〕

いはねどもうらごの山はしるきかなまづ下葉よりもみぢそむれば

左歌、おもしろしと人々申さる。まことによく思ひよられたり。

右歌、又をかしなど申しあへるほどに、そも／＼紅葉は下葉よりやは色づく、と言ひ出でたり。

以上の判詞の用例は、年代的にもかなり隔たる三種類に分けられる。

- (1)は古く宇多法皇の勅判である。(2)(3)(4)は後世の俊頼の判である。(5)(6)(7)(8)はさらに後世に属し、(6)(7)は清輔の判、(5)(8)は衆議判であ

るが、(5)は清輔の家で行われ(8)は季経が記録した点など六条藤家にかかるところが認められる。なお(8)の用例は、後に採り上げる俊成の用例よりも年代が遅れるものであるが、便宜上ここに併せて挙げた。

(1)では、左歌は花の見えないことを言うのに「暗部山」の名を利用した点、右歌は花の散る姿が夢に見えて春の夜は安眠できないと構想した点に、それぞれ特色があると思われ、そういう趣向の巧みさについて「おもしろし」と評したのであろう。「からうじて」という言葉が添えられているのは消極的な評価を示すとも見えるが、和楽的な雰囲気での発言の記録であり、あまり深い意味はないのかもしれない。(廿巻本には「いづれもよしとて持なり」とある。)

(2)(3)(4)は俊頼の判詞の用例で、俊頼が「おもしろし」を批評の一つの基準としたことを示している。この内、(2)は「めづらしうおもしろく」と評する。これは対象とした歌の場面の設定の仕方や言葉の生かし方の目新しさを認めた批評かと思われ、「めづらし」が「おもしろし」に関連して言われているのであろう。この点は、「おもしろし」と思われたいと評した(3)の用例についても考えられると思う。すなわち、(3)の判詞を先の引用部分の少し後まで挙げると、

俊云、前の歌古言にて、おもしろしと覚ゆる事もみえず。次の歌もふりてめづらしげなし。

と、左右の歌を同様に否定している。左の歌が「古言」で「おもしろし」と思われたいと同様に、右の歌も「古りて」「めづらしげ」がないと批評したものであろう。「古言」は「めづらし」くなく、「おもしろし」と思われたいのである。

(4)の用例では、「たくみにておもしろけれど」と評する。これは対象とした恋の歌に、「しひてあひみむ」の「しひて」を言うのに「盃の」と初めに置き、盃、酒の縁で「さむる」と言った点に対する批評と思われ、そういう趣向の「たくみ」であることが「おもしろし」ともされているのであろう。しかし、この歌での「盃」の出し方は

いかにも唐突で必然性に欠ける点が批評され、結局、番えられた左歌が「歌めきたれば」という理由で勝とされている。趣向が巧みで目新しく「おもしろし」と見えることに、俊頼は価値を認める一方、その価値を過大視していなかったと考えられる。

(5)(6)(7)(8)の用例も、「おもしろし」と評した歌について見ると、やはり趣向の巧みさを認めて評したと考えてよいようである。(この内(5)では「ともにおもしろければ持」とあるから、掲出の歌に番えられた歌も「おもしろし」とされたと思われるが、その歌は知ることができない。)そして(5)(8)は衆議判なので、当時は「おもしろし」を批評の一基準とすることがある程度一般化していたと見てもよいのであろう。また(6)(7)は清輔の評語であるが、「おもしろし」と見る歌に対して「やさし」または「なだらか」と見る歌を持つのは、これらの価値基準を同等に見ているのであろう。

以上、(1)から(8)に至る用例を見てきたところでは、これらの用例は年代的には相当長期にわたるが、「おもしろし」とする内容には特に変化は考えられず、いずれも歌の趣向が巧みで目新しいことを認めた場合に「おもしろし」としていると思われる。また、当然のこととも言えるが「おもしろし」に置かれる価値は相対的な価値であったようで、この点は俊頼や清輔の判詞にうかがわれた。なお、この点を「おもしろし」と評せられた歌すべての勝負の判定について確かめてみると、次のようなことになる。八例の内、二首共に「おもしろし」と評したと見られる(1)(5)を除外し、また「おもしろしと覚ゆる事もみえず」とした(3)を除外して、残る五例の場合を見ると、「おもしろし」と評せられた歌の判定は、勝がなく、持三、負二となっている。これによれば、「おもしろし」に置かれた価値は、あまり高いものではなかったように思われる。

三

俊成の判詞に見られる「面白し」の用例を採り上げてみよう。関

連する歌その他参考事項を添えて、要所を摘記する。

1〔嘉応二年『建春門院北面歌合』臨期違約恋十番 左 季広持〕

てる月のおぼろけならず契りしは空だのめともけふこそは知れ

左歌、姿詞おもしろく、^{イとを白く}歌合の歌といひつべし。

2〔文治三年頃『御裳濯河歌合』十三番 右 勝〕

ふりつみし高ねのみ雪とけにけり清滝川の水のしら波

右歌、姿おもしろくみゆ。まさると申すべし。

3〔建久四年『六百番歌合』春下七番 左 定家 勝〕

袖の雪空吹く風もひとつにて花にはへる志賀の山ごえ

此の志賀の山越えはおもしろくやあらむと聞え侍るにや。

4〔同 秋中二十七番 左 有家 勝〕

心こそ雲居はるかにあくがれめながめもさそふ広沢の月

広沢の月も面白かるべきにや。

5〔建久末年頃『慈鎮和尚自歌合』客人三番 右 勝〕

よしの山雲の岩ねにちる花はかぜよりおつる滝の白いと

右、雲の岩根にちる花、かぜよりおつらむ滝のしら糸、ことに

おもしろくや侍らむ。

6〔正治二年『御室撰歌合』一番 左 守覚法親王 勝〕

谷かげは春めきやらすかぜさえて消ゆればこほる雪の下水

消ゆればこほる雪の下水もおもしろく侍りて、一番左最以可為

勝者歟。

7〔同 四十三番 右 賢清 負〕

雪をとふ人ありけりとみゆばかり我とや庭に跡をつけまし

我とや庭に跡をつけましも、雪の興尤ふかく、おもしろく侍る

を、

8〔建仁元年『新宮撰歌合』一番 右 後鳥羽院 持〕

浦の松の色やまさると春みれば霞ぞたてるしがのから崎

右歌、姿心ことにおもしろし。

9〔同 九番 左 良経 右 後鳥羽院 持〕

左持 (雨後杜宇) 左大臣

五月雨をいとふとなしに時鳥人にまたれて月をまつらむ

右 (羈中見花) 女房

風ふけば花は波とぞこえまがふ分けこし旅のすゑのまつ山

共に面白く聞え侍り。左の月をまつ心、右、花の波、ともにす

てがたく侍るとて持とす。

10〔同 十八番 右 後鳥羽院 勝〕

柴の戸やさしもさびしきみ山への月ふく風にさをしかの声

右歌、あな面白、(無左) 右、勝と(為すと) 定め申す。

11〔建仁元年『八月十五夜撰歌合』三十六番 左 後鳥羽院 勝〕

月すめば露を霜かともやぎ野の小萩が原はなは秋のかげ

宮城野の秋風いとおもしろく聞ゆとて、以左為勝。

12〔建仁二年『水無瀬桜宮十五番歌合』四番 左 家隆 右 俊成

女 左勝) 左勝 秋恋 家隆朝臣

思ひ入る身は深草の秋の露たのめし末やこがらしの風

右 冬恋 俊成卿女

かよひこし宿の道芝かれく^くに跡なき霜のむすほはれつつ

左右ともに、返すく^くおもしろき様に侍れども、左の、たのめ

し末や木枯、猶さびしくや侍らむ。

13〔同 十番 右 良経 勝〕

うち忘れもにすむ虫はよそにしてすまのあまりにうらみかけつつ

右は、ねをこそなかめ人はうらみじといへる歌の心、かへすく^く

おもしろく侍り。

以上の俊成の判詞の「おもしろし」の用例の内、1は年代的に2以下に比べて特に早い時期のものである。そのために、前章で見てきた従来の用例の場合とほぼ同様の立場から評語「おもしろし」を用いているようである。すなわち、対象とした歌は、「おぼろけなら

「おぼろけならず」を言うのに「てる月の」と初めに置き、月の縁で「空だのめ」の語を用いた点に特徴があると思われる。そういう用語上の趣向の認められる一首の姿に対して、「姿詞おもしろく」と批評したものであろう。なお、この場合番えられた右歌は、

此の暮^イとたのめし妹が玉章の文字ばかりこそ今もかはらね

で、これに対する批評は「心いとをかし」で持と判定されている。歌について見ても、ここで「をかし」とするところは「心」、内容にかかわると思われるが、それと対比的に、左歌について「おもしろし」とするところは、「詞」を中心に一首の「姿」にかかわると見られる。ちなみに俊成の評語「おもしろし」は歌の心・詞・姿等のどれに關して用いられることが多いのか、判詞に見られるところを年代順に挙げてみると、次のとおりである。

「姿詞」……………1

「姿」……………2

「姿心」……………8

「様」……………12

「心」……………13（12と13は同じ歌合）

用例数があまり多くないが、ここから一応の見当をつけると、俊成が「おもしろし」と評する場合、一首全体の「姿」または「様」を重視することが多いようであり、また後になるほど「心」に注目する傾向がうかがわれるようでもあるが、「詞」に注目したことが明らかなのは最初の1の場合のみである。

次に2の用例を見ると、「おもしろし」の評語の用い方に従来とは異なる面がありはしないかと思われる節がある。これは西行の歌、

ふりつみし高ねのみ雪とけにけり清滝川の水のしら波

に対して、「姿おもしろくみゆ」と評したものである。もっとも、この「おもしろく」の部分は「とほしらく」の形で引用される場合があったが、萩谷朴氏は次のように述べてその適当でないことを指摘しておられる。

御裳濯河歌合の現存証本のプロバ―本文は「おもしろく」であるし、筆者の管見の及ぶ限りでは、「とほしらくみゆ」とある証本は一本もなかった。（『平安朝歌合大成』八）

この指摘に従い、俊成の評語の本来の形を「姿おもしろくみゆ」とすると、これは西行の右の歌のどのような特徴に触れたと見るべきであろうか。この歌には1の場合のような用語上の趣向は認められない。また内容上の趣向としても、従来「おもしろし」と評せられた歌に見られたような知的な趣向の目立つ点は認めにくいと思う。しかし、従来趣向の巧みさや目新しさに関して用いられた評語「おもしろし」の伝統とは全く無関係にこの語を俊成が用いたとは考えられぬ以上、次のような見方をしてはいかがであろう。この歌はまず「ふりつみし高ねのみ雪とけにけり」と連山の降雪の解けたことへの感動を一息に歌い切り、次に「清滝川の水のしら波」と水量を増した清流のほとばしる姿を描いて情景を完成している。この連歌的とも言える一首の構成の仕方の新しさ巧みさのために、作者の情感も生き、新鮮な興趣をもたらす点もあるのではないか。そういう点に俊成は注目して「姿おもしろくみゆ」と評しているのではないかと思う。この場合一首の構成の仕方は特に作者がたくんだものではなくても、結果として見れば、目新しい巧みな趣向と見られるのではあるまいか。ただそれは、従来「おもしろし」と評せられた歌に見られた用語上または内容上の知的な趣向とは異なるところがあり、趣向自体が浮き上がって目立つということがなく、趣向が歌一首を生かす要素として働いていると思われる。この場合の趣向は一首全体の特質により深く結びついているとも言える。俊成がその点に注目して一首の姿を「おもしろくみゆ」と批評したと見るなら、「おもしろし」という評語はより本質的な歌の価値に触れる評語として新しく使われ生かされたと考えられる。従来の判詞では「おもしろし」と評せられて勝になった歌は見られなかったのに、この清滝川の歌が俊成によって勝とされたのも、その意味で偶然ではない

ように思われる。

次に3の用例も、基本的には2の用例の場合と同じ立場から「おもしろし」と評せられていると思うが、対象となった歌の性質は異なる点があるので、一応採り上げて検討しておきたい。批評の対象となったのは、2の場合は西行の歌であったが、今度は定家の歌である。

袖の雪空吹く風もひとつにて花にはほへる志賀の山ごえ

この歌に対して「そで」「そら」と「そ」が重なるという形式的な面の非難も行われたが、俊成はそれを採用せず、「此の志賀の山越えはおもしろくやあらむと聞え侍るにや」と評して勝と判定している。歌について見ると、まず「袖の雪」は語の続け方が目新しいが、その「袖の雪」を「空吹く風もひとつにて」と広い空間につながらせて、一面の「花にはほへる」美の世界を表現している。ここには単なる知的趣向でない表現上の巧みな趣向がうかがわれるようである。このような趣向によって、一首は志賀の山越えに落花を結びつけた先行歌とは違った、独自の新鮮な印象や興趣を感じさせる作品になっているかと思われる。俊成が「おもしろくやあらむ」云々と評したのは、そういう点に注目してのことであつたかと思う。

以下の用例の一々について検証することは煩瑣になるので省略するが、俊成の判詞の「おもしろし」の用例においては、年代上特に早い1の場合には従来の評語の用法をほぼ踏襲していると思われるけれども、2以下では単なる知的趣向に終らない、作品を生かす一層深い意味での趣向を認めて「おもしろし」と評する傾向が見られるように思う。ただ、2以下で「おもしろし」と評せられた歌の中にも、趣向自体がかなり目立つものがないわけではない。それは私見では例えば5（見立ての趣向）、7（内容上の趣向）、13（用語上の趣向）等の場合の歌である。しかしそれらの歌でも趣向だけが浮き上がっているかと言えば、必ずしもそう決めてしまえないのではないか。その一方、2以下で「おもしろし」と評せられた歌には情

趣を主とすると思われるべきものが多い。そして12の場合などは

思ひ入る身は深草の秋の露たのめし末やこがらしの風

かよひこし宿の道芝かれ／＼に跡なき霜のむすほほれつつの左右両首が共に「おもしろき様」と評せられているのであるが、「左の、たのめし末や木枯、猶さびしくや侍らむ」とも評せられているので、「さびし」と感じられる歌もまた「おもしろき様」であり得たことが分かる。この場合「おもしろき様」の「おもしろし」は「さびし」と同次元に並ぶ観念ではないはずである。

これまでに見てきたように、俊成が判詞に評語として用いた「おもしろし」が、従来の用例の場合に比べて一首全体の特質に結びついた趣向に目を向け、より深い意味で言われる傾向があるとすれば、この評語に伴う価値意識も、従来の用例の場合よりも高いものがあると考えられようである。この点を俊成が判詞で「おもしろし」と評した歌の勝負の判定状況によって確かめると、次のようなことになる。用例十三の内、左右の二首を共に「おもしろし」とした二例（9・12）を除外し、残る十一例について見ると、「おもしろし」と評せられた歌の判定は、勝八、持二、負一である。しかも負の一例（7）は『御室撰歌合』の場合で、これは判者は一応俊成でも実質上衆議判的なものであつたことが俊成の判詞から知られる。該当の歌を「おもしろく侍るを」と評したのは俊成かと思われるが、番えられた歌に関しては「たぐひなくをかく侍れと各申しあひて、勝になされ侍りき」と記されているから、勝負の判定は俊成の責任でなく、厳密に言えばここでは除外すべき例に属する。ともかく、俊成は「おもしろし」と評した歌を高く評価していると言えらると思う。

四

定家の判詞に見られる「面白し」の用例を採り上げてみよう。関連する歌その他参考事項を添えて、要所を摘記する。

1（建暦三年閏九月十九日内裏歌合 四番 左 家隆 勝）

月影もすめばすみけり白雲のたえずたなびく峰のこがらし

左右ともよろしくはみえ侍るを、白雲のたえずたなびく山によせて、月影もすめばすみけりとおける心まことにたくみにおもしろく侍れば、左、勝と申すべくや侍らむ。

2〔建保二年八月十六日歌合 七番 左 行意 勝〕

秋きぬと風にのみやおどろかむひろはぬ袖に玉もはかなし

左、ひろはぬ袖に玉もはかなしと侍る、露の詞まことにあざやかに面白くみえ侍るうへに、

3〔同 五十九番 右 行意 勝〕

帰りこむ程をばいつとしら露のすがるなく野に秋風ぞ吹く

白露のすがるなく野こそめづらしく面白く聞え侍れ。尤為勝。

4〔建保五年十一月四日歌合（衆議判、判詞を後日定家が記す）九番 右 家隆 負〕

やたの野に霞ふりきぬあらち山あらしも寒く色かはるまで

右歌、矢田野の浅茅、今更に霞の色に変わる心、めづらしくも面白くもみえ侍るを、わざとよめるに、（は）侍るめれど、（あら）あらち山あらしぞ同字多く侍ると申して、彌以左為勝。

5〔『順徳院御百首』春二十首の十六首目〕

ちくま川春行く水はすみにけり消えて幾日の峰の白雪

面白く候。

6〔同 夏十五首の二首目〕

たれしかも松の尾山のあふひ草かつらにちかくちぎり初めけん

面白く候。

以上の用例の内、4は衆議判の歌合で判詞を後日定家が記したものであるが、この部分は定家自身の見解と見られる節もある（『万葉集』卷十 一三三三 作者未詳。結句「寒くぞあるらし」の形で『古今和歌六帖』三一七二八に見え、同様の形で『柿本人丸集』（『柿本集』）、『家持集』、また『新古今集』六五七にも見える。）

1、4の歌合判詞について見ると、「心」に関して「面白く」と評

した場合は二例（1・4）、「詞」に関して「面白く」と評した場合は一例（2）見えるが、これだけの用例からは特別な傾向は指摘しにくいと思う。ただ四例とも「面白く」のすぐ前に他の評語が添えられており、それが「たくみに」（1）、「あざやかに」（2）、「めづらしく」（3・4）等であることから、巧みさや目新しさが「面白」と共に意識されていると考えられる。

そして、これらの四例を通じて特徴的と思われるのは、「面白く」と評せられた歌がすべて本歌（または本歌に準じられる歌）をもつと見られる点である。この四首に本歌（または本歌に準じられる歌）と思われる歌を添えて次に挙げてみる。

1 月影もすめばすみけり白雲のたえずたなびく峰のこがらし

白雲のたえずたなびく峰にだにすめばすみぬる世にこそあり

けれ（『古今集』雑歌下 九四五 惟喬親王）

2 秋きぬと風にのみやおどろかむひろはぬ袖に玉もはかなし

秋きぬと目にはさやかに見えぬども風の音にぞおどろかれぬ

る（『古今集』秋歌上 一六九 藤原敏行）

波のうつせみれば玉ぞみだれけるひろはば袖にはかなからむ

や（『古今集』物名 四二四 在原滋春）

3 帰りこむ程をばいつとしら露のすがるなく野に秋風ぞ吹く

すがるなく秋のはぎはら朝たちて旅行く人をいつとかまたむ

（『古今集』離別歌 三六六 よみ人しらず）

4 やたの野に霞ふりきぬあらち山あらしも寒く色かはるまで

八田の野の浅茅色づくあらち山峰のあわ雪寒くふるらし（『万葉集』卷十 一三三三 作者未詳。結句「寒くぞあるらし」の形で『古今和歌六帖』三一七二八に見え、同様の形で『柿本人丸集』（『柿本集』）、『家持集』、また『新古今集』六五七にも見える。）

1の歌は「深山月」の題による。本歌の「白雲のたえずたなびく峰」はそのまま取り入れ、本歌の「住めば住みぬる」は「月影もす

めばすみけり」と題に合わせて取りなした趣向が見られる。定家の判詞もその点に触れて「心まことにたくみにおもしろく」と評したと思われる。

2の歌は「秋露」の題による。上句は敏行の歌を踏まえて「秋きぬと風のみやおどろかむ」と構想し、下句ではそれを受け、風以外に秋の訪れを感じさせるものとして歌題の露を挙げたと見られる。下句「ひろはぬ袖に玉もはかなし」には「露」の語はないが、「玉」は露の玉であろう。この下句の表現に影響した可能性のある古歌として、前掲の『古今集』の在原滋春の歌を考えてみた。滋春の歌の玉は露の玉ではないが、乱れ散る水の玉を「ひろはば袖にはかなからむや」と詠んでおり、当面の下句と共通する語句が見られる。定家の判詞に特にこの下句を採り上げて、「露の詞まことにあざやかに面白くみえ侍る」と評したのは、露のさまをこのように表現した特長に触れたものであるが、ここには滋春の歌の言葉新たに露を表すのに生かした着想を賞讃する心も働いているとも見うろと思うが、いかがであろうか。

3の歌は「秋旅」の題による。『古今集』の「すがるなく」秋の野に旅立つ人を見送る時の心を詠んだ歌を背景にして、本歌の下句「旅行く人をいつとかまたむ」を上句に「帰りこむ程をばいつとしら露の」と取りなし、「しら露のすがるなく野に秋風ぞ吹く」という風景に自然に転じている。定家の判詞に「めづらしく面白く」と評したのも、そのあたりに注目したものであろう。

4の歌は「冬野霞」の題による。本歌は八田の野の浅茅の黄葉の景からあらち山の雪の寒さを思いやったものであるが、この家隆の歌は地名は本歌の位置に残しながら、題に合わせて野に降る霞を中心にした景として一首全体を構成している。判詞に「めづらしく面白くもみえ侍る」としているのは、そういう趣向を目新しいものと見てのことかと思われる。

このように見てくると、定家が歌合判詞で「面白し」と評した歌

四首はすべて本歌（または本歌に準じられる歌）をもち、その本歌を取り入れて生かす趣向の巧みさや目新しさに関して評語「面白し」を用いた可能性が考えられる。さきに俊成が歌合判詞に評語「面白し」を用いた用例について、歌の趣向が歌から浮き上がった単なる知的趣向に終らず、一首全体の特質に深く結びついたものになっている場合に、それを認めて「面白し」と評する傾向があることに注意したが、同様のことが定家の用例についても言えるようであり、さらに定家の用例では本歌取りの歌に関して「面白し」と評する傾向があるようである。ただし、本歌取りの歌であることが「面白し」とされるための前提条件になっているかと言えば、そのように考えられる根拠はないので、これは定家の好みを反映した一つの傾向として見るべきことであろうと思う。

定家が歌合判詞で「面白し」と評した歌の勝負の判定状況は、以上の四例について見ると、勝三、負一である。しかし負の一例(4)は、「面白く」と評したのが定家であったとしても、衆議判であり、定家自身による勝負の判定の用例としては除外して見るのが妥当であろう。すると定家は「面白し」と評した歌をすべて勝と判定していることになる。この場合、用例が三例しかないだけに、たまたま水準以下の歌が番えられ、そのため「面白し」と見える歌が勝になったのではないかと考えられそうであるが、少なくとも1の用例については、この考えは当たらないと思う。1の用例では、番えられた俊成女の右歌、

鳥のねも木のはもしらぬみ山わけて月はわすれず涙もるそで
に対し、判詞には特に欠点を挙げておらず、「左右ともによろしくはみえ侍るを」と、左歌と並べてその価値を認めている。そしてその上で左歌を「……心まことにたくみにおもしろく侍れば」勝としているので、ここでは「おもしろく」は相当の価値意識をもって言われているようである。こういう点から見ると、定家は「おもしろし」と評した歌をかなり高く評価しているらしく、これは俊成の場合と

同様であろう。

次に、5・6の『順徳院御百首』における定家の判詞に触れておきたい。

5で「面白く候」とされる順徳院の歌は、

ちくま川春行く水はすみにけり消えて幾日の峰の白雪

の一首である。これに対する定家の判詞は、先の引用には当面要所のみを摘記したが、「西行法師清滝川、うるはしく仕候由、年来おもひ給候」の文で始まっており、西行の歌、

ふりつみし高ねのみ雪とけにけり清滝川の水のしら波

の一首が思い寄せられている。確かに順徳院のこの千曲川の歌は、西行の清滝川の歌と場面設定や歌形の面で基本的に通じるところがあり、西行の歌によって作られたと見てよさそうに思われる。ただ、もとより院の歌は西行の歌とは異なった新しい情景が趣向されている⁵。西行の清滝川の歌が『御裳濯河歌合』の俊成の判詞で「姿おもしろくみゆ」と評せられていることは、前章で見たと同様である(俊成用例2)が、院の歌に対する定家の「面白く候」という評はそのことを念頭に置いた上で、院の歌の趣向も認めて言われているのではないかと思う。

6で「面白く候」とされる順徳院の歌は、

たれしかも松の尾山のあふひ草かつらにちかくちぎり初めけん

の一首である。これに対する定家の判詞は、先の引用には要所のみを記したが、「此の初五字、亡父の説他門の説相違候。今度出来^{イ出来候}且面白候」とある。「此初五字」に関する説のことは、『頭註密勘』によれば、

たれしかもとめてをりつる春霞立ちかくすらん山のさくらを

(『古今集』五八 紀貫之)

の初句を、頭昭は「誰然と云也。誰かさもと云心也」云々と解したが、家説では単に「誰か」の意で「誰しかもとやすめ詞を多く加へてよめる也」とするものである。従って評語「面白く候」は

このことと直接の関係はなく、歌全体についての評語と見られるかと思う。さて院の歌は「松の尾山のあふひ草」を「かつら」に結びつけて詠んでいる。「松の尾山のあふひ草」は『堀河百首』の紀伊の歌にも、

年をへて松の尾山のあふひこそ色もかはらぬかざしなりけれ

と歌われているが、院の歌は松尾大社の神事に用いる葵と桂(あるいは葵^{かき}と桂)の関係が松尾と桂の地理的關係に重ねて趣向を立てたものである。その点に関して定家は「面白く候」と評しているかと思われ。ところで、そのように見ると、院の歌は言葉の上での知的趣向を主とし、それを「面白く候」と評していることになる。こういう「面白く候」の用い方は、先に見た歌合判詞での定家の「面白く候」の用法と異なる場所があるようである。

このように、同じ定家の評語「面白く候」に用法の違いがあるように見えるのは、『順徳院御百首』の判詞では定家が院の歌を過度に賞賛しているという特殊な事情によるのであろう。このことは同百首の判詞について見れば明らかであろうと思う。ここでは諸評語が賞詞として濫用されている気味がある。当面の「面白く候」にしても、『順徳院御百首』の判詞の用例は、定家の判詞の用例の中で、特殊なものとして例外的に見るべきものに属すると思う。

以上、歌論と判詞に用いられた「面白く候」の用例を、定家に至るまでの分について検討してきた。全体を通じて見て、「面白く候」は基本的には、歌の趣向が巧みで目新しく興趣の感じられる場合に用いられていると考えて、ほぼ誤りはないように思う。ただ、俊成・定家の用例になると、以前とは違い、趣向がそれ自体表立つような単なる知的趣向に終ることなく、一首の特質に深く結びついている場合に「面白く候」とする傾向が認められた。そして俊成・定家を通じて歌合の判詞で「面白く候」と評した歌の大部分を勝とするのも、以前とは異なる点である。もとより、特に歌論の用例に見られたよう

に「面白し」に伴う価値意識は相対的なものであり、俊成の場合には、「面白し」という価値基準を偏重する傾向に対して批判的と見られるところもあがわれた。しかし、それは従来の意味での「面白し」についてのことであつたと考えられる。俊成のように「面白し」を歌の本質的な価値に触れた評語として新しく使い生かす場合は、それに伴う価値意識は相当高いものになる。そういう「面白し」の用法や価値意識は、定家に受け継がれていると見られる。十体の一つとしての「面白様」は、そのような新しい意味での「面白し」を主な特長とする歌体であろうと思う。

〔注〕

(1) 『歌仙落書』の「面白し」と「けたかし」「さびたる」「たけ高し」「きらきらし」の各とは、間に「又」を置いて挙げているので、直接の関連性は薄いと思われる。これに比べると、「面白し」と「艶」とは、「おもしろく艶なる」と続けて挙げているので、より関連性があるとも見られる。ただ、それは、「けたかし」に対して言えば「面白し」と「艶」が近いという程度の関連性が認められるということであろう。

(2) ここでは、『古来風体抄』の中間本は三弥井書店刊『歌論集』一に、再撰本は『日本歌学大系』第二巻によって引用した。

(3) 『毎月抄』で秀逸の体に関して述べた中に「おもしろく」の語が見えるのは、久松潜一氏蔵伝道増法親王筆本や静嘉堂文庫本等で、そこが「遠白く」となっているのは北岡文庫本等である。

(4) 定家の判詞における「面白し」の用例の内、4（建保五年十一月四日歌合九番判詞）は、当面右歌に対する判詞のみを引用したが、その前に記された左歌に対する判詞は、末尾に「……之由各申也」とあり、衆議によるものであることが示されている。これと対照すると、右歌に対する判詞は、その記し方から見て、定家の個人的な意見とも受け取られる。

(5) 順徳院の「ちくま川」の歌に、西行の「清滝川」の歌とは異なった新しい情景が趣向されていることは、院の歌の価値とは必ずしも結びつかない。久保田淳氏は『新古今和歌集全評釈』第一巻（二七ページ）で、院の歌に触れて次のように指摘される。

これは雪消の水は白濁していた筈だという、いわば常識を前提とし

て作られた歌である。常識からいえば正にその通りで、又写実的にもその通りかもしれない。しかし、それは真の詩心からは遠いのではないか。

そして久保田氏は院の歌に対する定家の批評を「多分にお世辞なのではないであろうか」と言っておられるが、同感である。定家判詞の「面白し」の用例6に関して述べたように、『順徳院御百首』の判詞で定家は院の歌を過度に賞賛しているところがあると思う。